「玉来川河川敷広場（仮称）」

施設使用者募集要項

令和６年１０月

大分県竹田市

玉来川河川利用調整協議会

目　　次

１　趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ

２　施設使用者の基本要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ

３　事業場所と立地の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ

４　募集条件等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２Ｐ

５　施設使用者の費用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５Ｐ

６　募集方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５Ｐ

７　審査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７Ｐ

８　募集・選定に関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７Ｐ

９　営業開始予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８Ｐ

１０　占用者との使用契約締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８Ｐ

１１　問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８Ｐ

「玉来川河川敷広場（仮称）」施設使用参加申請書」（様式第１号）・・・・・・・・・９Ｐ

「誓約書兼同意書」（様式第２号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０Ｐ

「応募者概要説明書」（様式第３号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１Ｐ

「施設使用計画提案書」（様式第４号）・・・・・・・・・・・・・・・・・１２Ｐ

「位置図」別紙１・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３Ｐ

「都市・地域再生等利用区域平面図」別紙２・・・・・・・・・・・・・・・１４Ｐ

「事業場所エリア分け平面図」別紙３・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５Ｐ

「工作物設置可能位置」別紙４・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６Ｐ

１　趣旨

平成２３年３月の河川敷地占用許可準則の改正により、河川敷地を都市及び地域の再生等に資する目的で営業活動を行う事業者が河川敷地を利用することができるようになりました。

竹田市では、玉来川の河川敷地を、市民が憩い、交流する広場として活用し、地域振興及び活性化の拠点するため、「玉来川河川利用調整協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、地域の合意形成を図るとともに、河川管理者（大分県）へ都市・地域再生等利用区域の指定要望を行い、令和６年３月８日付け、都市・地域再生等利用区域の指定を受けました。

ついては、利用区域を竹田市長（以下「占用者」という。」）が占用し、利用区域内で、河川敷地を利用した広場及び広場と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、バーベキュー等を運営する事業者（以下「施設使用者」という。）の募集を次のとおり行います。

２　施設使用者の基本要件

当該区域において、デイキャンプやイベント開催など多目的に活用し、恒常的な賑わいを創出する取組を行うとともに、地域と協働して良好な水辺空間の保全を行うことができる者であること。

３　事業場所と立地の概要

（１）事業場所

事業場所　事業対象区域は、一級河川玉来川（大分県竹田市大字玉来）の「別紙２」に示す区域（利用区域）とし、その中で施設使用者は、使用を希望する事業場所を「別紙３」で示すＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄで指定するものとする。以下、事業に使用する区域を「事業地」という。

（２）利用区域の面積

32,045 ㎡　「別紙２」の面積

（３）位置図・付近見取図

別紙１「位置図」参照

別紙２「都市・地域再生等利用区域平面図」参照

別紙３「事業場所（エリア分け平面図）」参照

別紙４「工作物設置可能位置（写真）」

４　募集条件等

（１）使用形態

①　飲食店、売店、オープンカフェ、キッチンカー等（椅子、テーブルの設置も可能とする。）

②　デイキャンプ場、バーベキュー場及びこれらと一体を成す売店等

③　イベント施設等

※　事業を実施する上で必要な駐車場としての使用を可能とする。

（２）使用箇所及び面積

①　使用箇所　別紙２「都市・地域再生等利用区域平面図」に示す範囲

②　面　　積　利用区域　32,045 ㎡の範囲

※ただし、Ｄエリアについては、臨時駐車場としての使用に限定する。

（３）使用期間

使用期間は、使用契約締結日から令和１０年３月３１日までとする。なお、協議会において更新審査を行い合意が得られた場合、かつ、河川占用に係る更新許可が得られた場合（若しくは、更新許可の見通しが立った場合）は、使用契約の更新を行うことができるものとする。

（４）施設使用の用途

利用区域において、以下の営業を行うことができるものとする。

① 飲食店、売店、オープンカフェ、キッチンカー等（椅子、テーブルの設置も可能とする。）

② デイキャンプ場、バーベキュー場及びこれらと一体を成す売店等

③ イベント施設等

※ 飲食店や売店を河川敷地に設置する場合は、仮設テントや移動販売車等など移動撤去可能な簡易なものとする。

（５）営業可能時間、定休日、営業時間外の対策

① 営業可能時間

営業可能時間は、原則午前８時から午後９時までとする。ただし、季節や天候等に応じ、市及び協議会と協議の上、変更することを認める。

※営業のための準備や撤収等に必要な時間は、営業時間に含まないものとする。

② 定休日

定休日を設定し、それを変更する場合、あるいは臨時で休業する場合は、現地での表示やホームページ等への掲載などにより、利用者への周知を図るものとする。

③ 営業時間外の対策

営業時間外や定休日については、運営・管理上の事故等を防止するため、事業地内に車両が侵入できないよう対策を講じるものとする。

（６）使用権の譲渡の禁止

自ら営業するものとし、使用権の譲渡はできないものとする。

（７）施設利用者への配慮

① 目的を十分に理解して危険防止を常に意識し、雰囲気づくりに留意するとともに、良質なサービスの提供に努めること。

② 施設利用者の意向、志向を定期的に調査し、サービスに反映させ、賑わいのある運営に努めること。

③ 事業地において、自己の営業に起因し、又はこれに関連して利用者に損害を与えたときは責任を持って解決し、損害賠償が発生した際の責務を負うこと。

（８）地域活性化の取組

① 地域への回遊を促すため、協議会、竹田市及び地域団体・企業等との協働又は自主企画による地域の活性化のためのイベント等の実施・協力を行うこと。

② 周辺自治会の取組みとの連携を行うこと。

（９）利用者等への安全確保

① 利用者への安全対策及び水難事故、交通事故、その他運営・管理上の事故に対する防止対策を図ること。

② 事業地周辺の道路における通行の安全を確保し、通行の支障とならないようにすること。

③ チラシ、看板及び巡回等により十分な対策をとり利用者や地域住民への安全を確保すること。

(10) 環境美化、地域への配慮

① 事業地内の清掃、草刈り及び剪定を行うこと。

② 事業地内の衛生管理を図ること。特に、ゴミは鳥獣などによる飛散を防ぐとともに悪臭が発生しないよう徹底すること。

③ 住宅地に近接した場所であることに配慮し、地域住民と協力体制をとり事業の運営にあたるとともに、地域の意見、要望に迅速かつ柔軟に対応すること。

④ 花火は禁止とする。また、騒音対策など周辺環境に十分配慮し、公共空間として適正に管理すること。

⑤ 設置施設や看板等は環境に配慮し、自然に馴染む色彩を用いること。

(11) 使用料の徴収について

① 有料で事業地の一部を貸し出し、使用料を徴収する場合は、使用料規定を設けること。

② 竹田市が主催する事業により事業地を使用する場合は、使用料は免除とするものとする。

(12) 第三者への対応

① 苦情等が発生した場合は、誠実に対応すること。

② 事業地内において、自己の営業に起因し、又はこれに関連して第三者に損害を与えたときは責任を持って解決し、損害賠償が発生した際の責務を負うこと。

③ 損害賠償が発生する事案が発生した場合、占用者へ速やかに報告すること。

(13) 建築物及び工作物等の設置

① 河川区域内に建築物及び工作物等を設置する場合は、河川占用許可が得られるもののみとする。

② 建築物及び工作物等は、河川管理者の許可のもと、法令を遵守し、安全構造上問題のないもののみを設置すること。

③ 新たに建築物及び工作物等を設置する場合、計画の段階で占用者へ協議すること。

(14) 事故等への対応

① 事業地内において事故等が発生した場合は、その救護等必要な措置を行うこと。

② 事故等が発生した場合は、占用者へ速やかに報告すること。

(15) 法令遵守、報告

① 年１回以上、事業計画書及び実績報告書を事務局（竹田市建設課都市計画係）に提出すること。（計画及び実績については、事業内容、収支、利用者数、安全対策等とする。）

② 施設の利用状況等の報告を毎月行うこと。

③ 営業にあたり下記の関係法令を遵守すること。また、占用者からの運営上必要な指導に速やかに従うこと。

ア 河川法：河川区域の利用に関すること。

イ 建築基準法：建築物及び工作物等の建設・改修等に関すること。

ウ 消防法：建築物及び事業地内での火気器具の使用に関すること。

エ 食品衛生法：食品の取扱いに関すること。

オ 森林法：立木の伐採及び森林の所有者変更に関すること。

カ その他事業に関する法令

④ 河川管理者が、都市・地域再生等利用区域を指定した際に公表した「許可方針」、占用許可申請に基づく「許可条件」の内容を遵守すること。

⑤　その他、必要に応じて占用者へ随時報告及び協議を行うこと。

(16) 契約の解除

次の各号に該当する場合には施設使用契約を解除する。

①　（５）から（15）に規定する施設使用者が果たすべき事項を履行しないとき。

②　営業について関係行政庁から許可の取消し又は停止処分を受けたとき。

③　占用者が行う調査に応じず、またその妨害をしたとき。

④　施設使用契約の規定に重大な違反があったとき。

⑤　施設使用者に起因する問題が発生し、占用者の申入れを受けないとき又は申入れを受けたにもかかわらず改めないとき。

⑥　河川管理上の支障、河川工事上の支障、その他公益上の支障により河川占用許可の取消等の処分があったとき。

(17) 原状回復義務

施設使用契約期間満了、又は(16)の規定による契約解除によって退去する場合は、施設使用者（契約期間満了後は元施設使用者）が原状回復のうえ明け渡すものとする。

(18) 損害賠償請求

①　施設使用契約期間の満了、又は施設使用契約の解除により退去する場合、それを理由に損害の補填又は補償を占用者及び河川管理者に請求することはできない。

②　施設使用者が予想した営業利益を上げられなかった場合、それを理由にその損害の補填又は補償を占用者及び河川管理者に請求することはできない。

(19) 契約内容の変更

施設使用者は、施設使用契約の変更を占用者に申し出ることができる。この場合は占用者と協議のうえ、同意を得た内容についてのみ変更するものとする。

５　施設使用者の費用負担

施設使用者は、以下に掲げる費用を負担するものとする。

（１）営業準備に関する費用・運営費・維持管理費（備品の購入、人件費、材料費等）

（２）清掃・環境・安全確保対策に関する費用

（３）原状回復費用

（４）増水時の工作物等の移動に係る費用（施設使用者自らが工作物等を設置した場合）

６　募集方法

（１）スケジュール

募集要項の公表	令和６年１０月１５日(火)
質問書受付	令和６年１０月１５日(火)　～　令和６年１１月１５日(金)
質問書回答	令和６年１１月２０日(水)
応募書類受付	令和６年１１月　１日(金)　～　令和６年１１月２２日(金)
審査結果通知	令和６年１２月上旬
使用契約締結	協議の上で決定する
営業開始	令和７年４月１日（火）

（２）応募資格

応募者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ十分な資本力、経営力及び信用を有し、国内で法人登記している法人その他の団体（以下「法人等」という。）とする。

また、次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとする。

なお、応募以降、審査終了までにこれに該当することとなった場合は、応募資格を失うものとする。

応募資格の基準日は、「参加申請書」の申請日とする。

① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のアからオまでのいずれかに該当する者。

ア 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者。

※役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者。

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者。

② 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者。

③ 応募書類提出時、市税、県税及び国税を滞納している者。

④ 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合に、許認可等の条件となる免許を有していない者。

（３）応募方法

受付期間内（令和６年１１月１日(金)～令和６年１１月２２日(金)）に（５）の応募書類を全て整えて事務局（竹田市建設課都市計画係）へ提出すること（土日祝日を除く午前９時～午後５時の間）。郵送等での提出も可。

（４）質問及び回答方法

募集に関して疑義がある場合には、質問書を事務局に送付（ＦＡＸ可）すること。

（質問書受付期間　令和６年１０月１５日(火)～令和６年１１月１５日(金)午後５時必着）

回答は、令和６年１１月２０日(水)正午までに、メール等により行う。

回答内容については、募集要項と同等の効力を持つものとする。また、質問書の受付期間終了後の応募者に対しても同等の効力を持つものとする。

（５）応募書類

［基本］・・・各１部

① 「玉来川河川敷広場（仮称）」施設使用参加申請書（様式第１号）

② 誓約書兼同意書　（様式第２号）

③ 応募者概要説明書（様式第３号）

④ 定款(写し可)

⑤ 決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、事業報告書等）

⑥　施設使用計画提案書（様式第４号）

７　審査について

（１）選定等委員会

協議会の委員により構成される選定等委員会が、次項に基づき審査する。

（２）審査方法

書類審査とする。ただし、追加の資料提出及びヒアリングを行う場合がある。

（３）審査基準

①　事業の実効性

・計画内容は十分に練られており、実現性が高いか

・竹田市や玉来地区での地域活性化に資する内容となっているか

・資料は分かりやすいか

②　事業の安定性・継続性

・経営状況は安定しているか

・本事業を継続できる能力があるか

③　利用者への配慮

・利用者の安全性の確保のための対策、事故発生時や利用者の苦情への対応について、施設使用企画提案書で確認でき、その内容が適切であるか

・他に自由使用する利用者の妨げにならないように配慮されているか

④　周辺環境への配慮、公共空間の適正管理

・清掃等の対応について、施設使用者企画提案書で確認でき、その内容は適切か

・騒音対策、煙害、におい、ゴミ処分など周辺環境に配慮することが施設使用企画提案書で確認できるか

⑤　緊急時対応の的確性

・大雨や地震などの緊急時の対応方針やその体制は的確か

（４）候補者の決定時期及び審査結果の公表

①　候補者の決定は、令和６年１２月上旬を予定する。

②　審査結果は、各応募者に通知するとともに、施設使用者として決定した者については、その名称等を市ホームページで公表する。

③　審査結果に関する経過や内容についての問い合わせには、自ら又は他の応募者に関わらず、一切応じない。

④　審査を実施した結果、一定の基準に達した応募者がないときは選定しない場合がある。

８　募集・選定に関する留意事項

（１）応募書類の提出後は、原則として記載内容の変更はできないものとする。

（２）応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を審査の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがある。

①　応募書類に虚偽の記載があった場合

② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
③ 社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと協議会が判断した場合

9 営業開始予定

施設使用者は、令和７年４月１日（火）オープン（予定）に向け、開業準備を行うものとする。

10 占用者との使用契約締結

施設使用者は、施設使用後の運営に関して、占用者である竹田市との間で本要項及び提案内容に基づく施設使用契約書を締結すること。

11 問合せ先

〒８７８－８５５５　大分県竹田市大字会々１６５０番地
竹田市役所　建設課　都市計画係
電　話　０９７４－６３－４８４８、ＦＡＸ　０９７４－６３－３９４８
メール　toshi-design@city.taketa.lg.jp

（様式第１号）

令和　　年　　月　　日

玉来川河川利用調整協議会　会長　中西　章敦　様
竹田市長　土居　昌弘　様

住　所

法人名　　㊞

「玉来川河川敷広場（仮称）」施設使用参加申請書

標記、募集要項の規定に基づき申請します。

１　事業の目的

２　事業場所及び面積

事業場所を、Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄの中から選択してください。

下記に該当する場合は、〇をつけてください。

（　　）「別紙４」のＡエリアに工作物を設置する予定である。

３　提出書類（各１部）

（１）参加申請書（様式第１号）
（２）誓約書（様式第２号）
（３）企業等概要説明書（様式第３号）
（４）定款(写し可)
（５）決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、事業報告書等）
（６）施設使用企画提案書（様式第４号）

４　連絡先

担当者氏名（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（　　）
電　話：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
ＦＡＸ：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
E-mail：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（様式第２号）

誓 約 書 兼 同 意 書

令和　　年　　月　　日

玉来川河川利用調整協議会　会長　中西　章敦　様

竹田市長　土居　昌弘　様

住所（所在地）

法人名（商号、名称）

代表者氏名

私は、竹田市が竹田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員との密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、下記の事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、入札参加資格等の確認のため、貴市が所在警察署等に対し、関係情報の照会を行い、取得することについて同意します。

記

１．自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員が役員となっている事業者

（４）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（５）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者。

（６）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

（７）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に乖離される関係を有している者

（８）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（様式第３号）

応募者概要説明書

１　法人又は団体の名称	
２　代表者名	
３　所在地	
４　構成員数（従業員数）	
５　法人又は団体の活動概要	
６　法人又は団体の沿革	

※必要に応じて、別紙等を添付して下さい。

（様式第４号）

施設使用計画提案書

事業内容	
企画・事業概要 事業内容 営業時間 地域への効果　等	
工作物等配置計画図 使用面積　等	
利用者への配慮 利用者の安全性の確保 事故発生時の対応 苦情への対応　等	
周辺環境への配慮、公共空間の適正管理 清掃等の対応 騒音、煙害、におい等への対応	
緊急時（大雨時、地震、台風等）の対応方針及びその体制	

※必要に応じて、別紙や図面等を添付して下さい。

（別紙１）

位　置　図

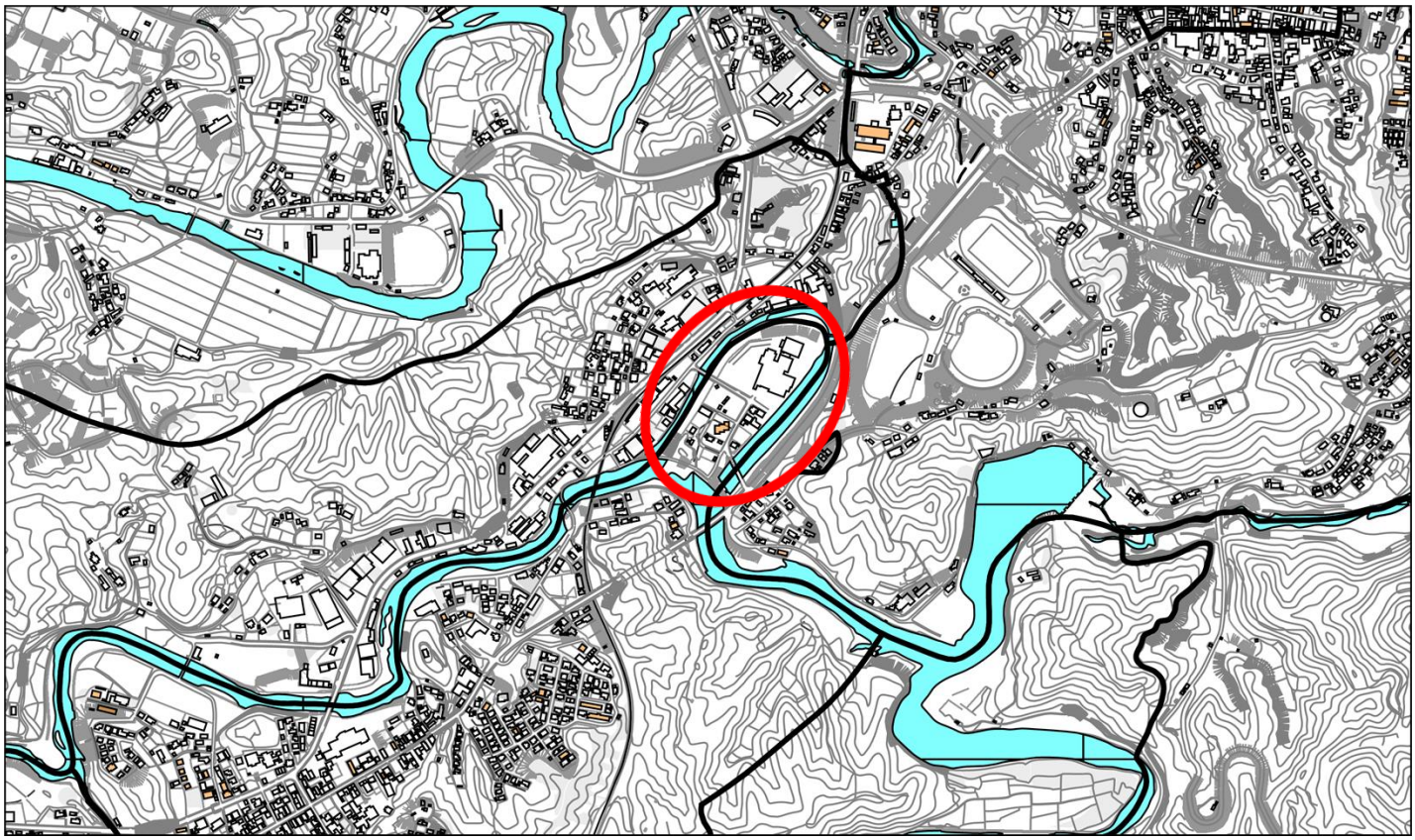

（別紙２）

都市・地域再生等利用区域平面図

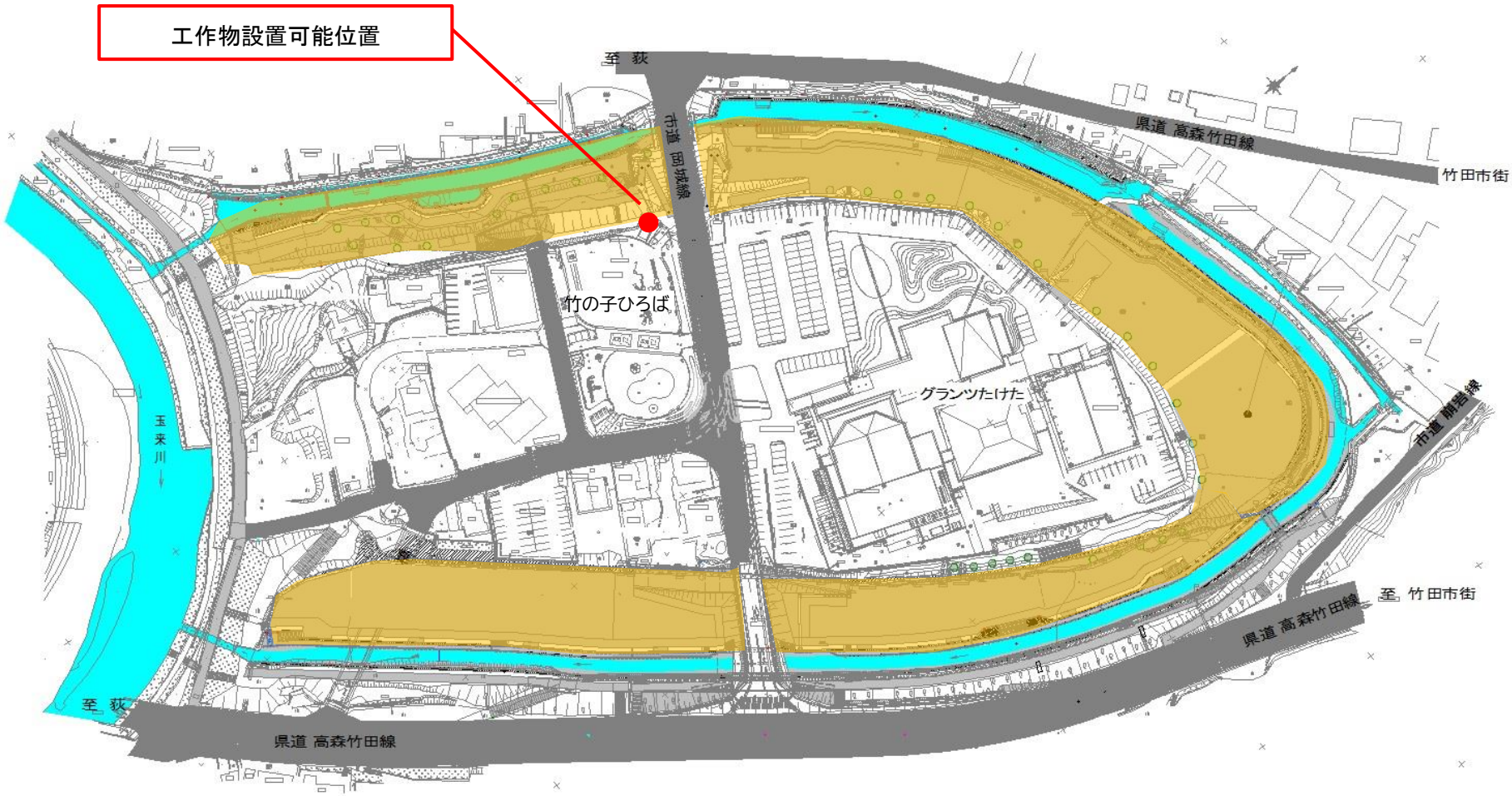

（別紙３）

事業場所エリア分け平面図

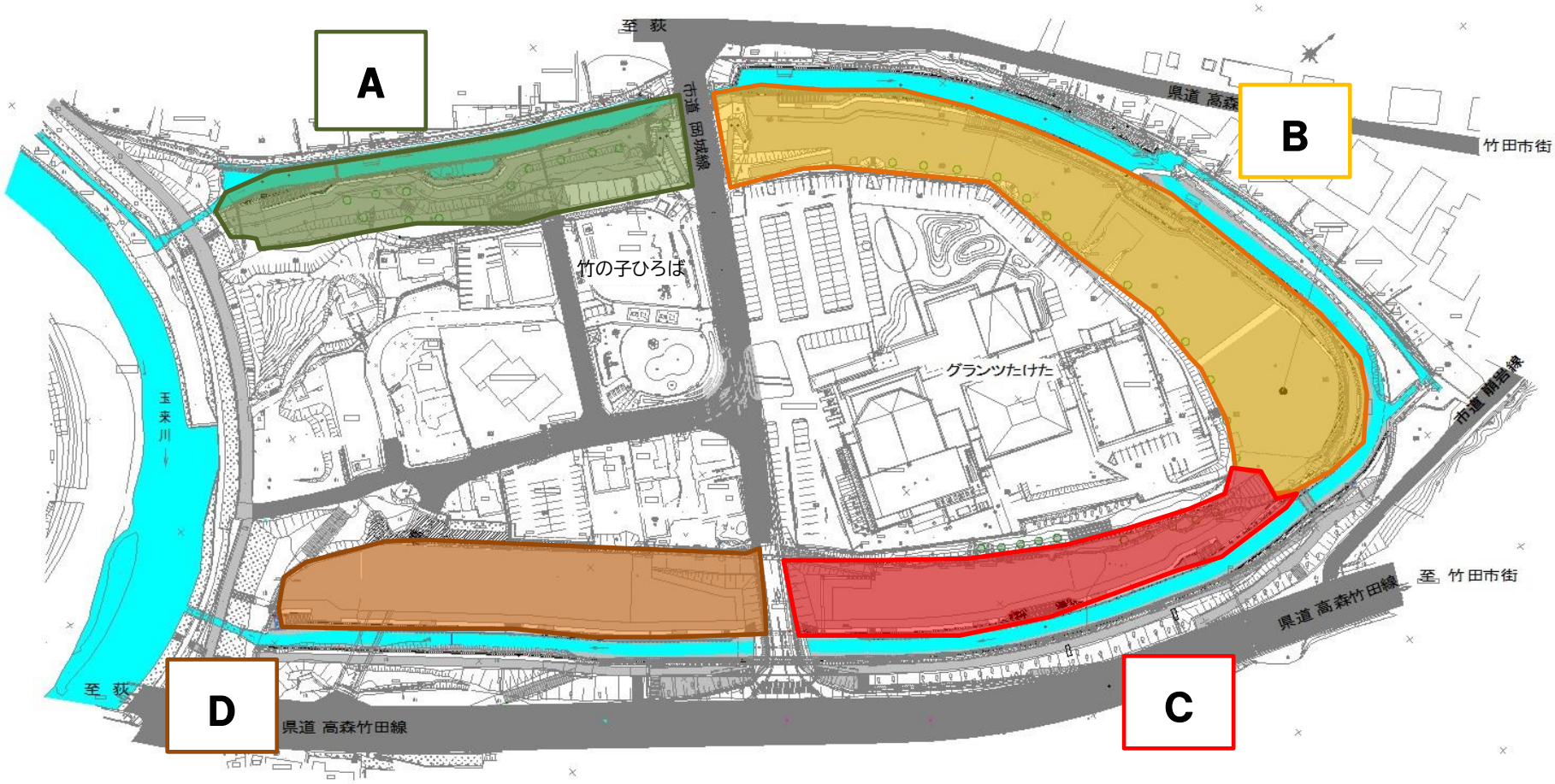

（別紙４）工作物設置可能位置